

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月2日	
神戸市長 殿	
提出者	
住 所 大阪府大阪市西区靱本町1-4-12	
氏 名 東亜建設工業株式会社西日本建築支店	
執行役員支店長 麥田 和義	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-7175-9567	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜建設工業株式会社西日本建築支店 神戸市管轄区内事業場
事業場の所在地	兵庫県神戸市東灘区向洋町東3丁目6-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和4年度西日本建築支店 完成工事高 169.89億円
③従業員数	西日本建築支店 168名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工事毎に廃棄物搬出量の削減等に向けた計画を策定。 ・施工検討会で3R（リデュース、リユース、リサイクル）促進に向けた対策の確認・指導を実施。 ・現場加工を減らし工場加工とし、廃棄物発生の抑制を図る。 ・資材納入業者契約時に簡易梱包、梱包材の最小量化を要請。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組をより徹底し、効果的な取組とする。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、金属、紙、木くず、廃プラ、ガラス屑等可能な限り分別実施。 ・分別ボックスの設置を徹底。物理的に設置できない場合等は土嚢袋等を用いて分別を徹底。 ・各現場ごとに分別方法、適正保管等に関する教育を行い、末端作業員まで分別徹底を促進。 ・パトロールにて混合廃棄物の発生抑制対策を確認・指導是正を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取組をより徹底し、効果的な取組とする。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約締結前及び定期的に中間処理施設、最終処分場のパトロールを実施。</li> <li>・処理能力・状況を確認した上で、適正業者かどうかを確認。</li> <li>・委託契約時には許可内容、許可車両番号、運搬経路等の確認を行った上で書面により委託契約書を締結。</li> <li>・その際、電子委託契約が可能な業者については電子委託契約書を締結。</li> <li>・委託業者選定の際、原則電子マニフェストの対応可能な業者と契約を行い、法令遵守の管理精度の向上を図る。</li> <li>・電子マニフェスト対応不可の業者に対し、電子マニフェストの導入協力を依頼。</li> <li>・また、電子マニフェストの使用方法を指導する。</li> <li>・優良認定処理業者情報を社内イントラネットにて周知し、優良認定処理業者との委託契約を推進、指導している。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組をより徹底し、効果的な取組とする。 特に、委託業者の絞込みの実施を強化し、電子委託契約書利用の 拡大に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添1 処理工程図

### 産業廃棄物の一連の工程

- ・ 汚泥  
中間処理業者に委託して、固形化若しくは焼却
- ・ 廃プラスチック類  
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・ 紙くず  
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ 木くず  
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ 繊維くず  
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ 金属くず  
中間処理業者に委託して選別、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
中間処理業者に委託して選別
- ・ コンクリート塊  
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ アスファルト・コンクリート塊  
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ 建設混合廃棄物（管理型）  
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・ がれき類（石綿含有産業廃棄物）  
最終処分業者に委託して埋立

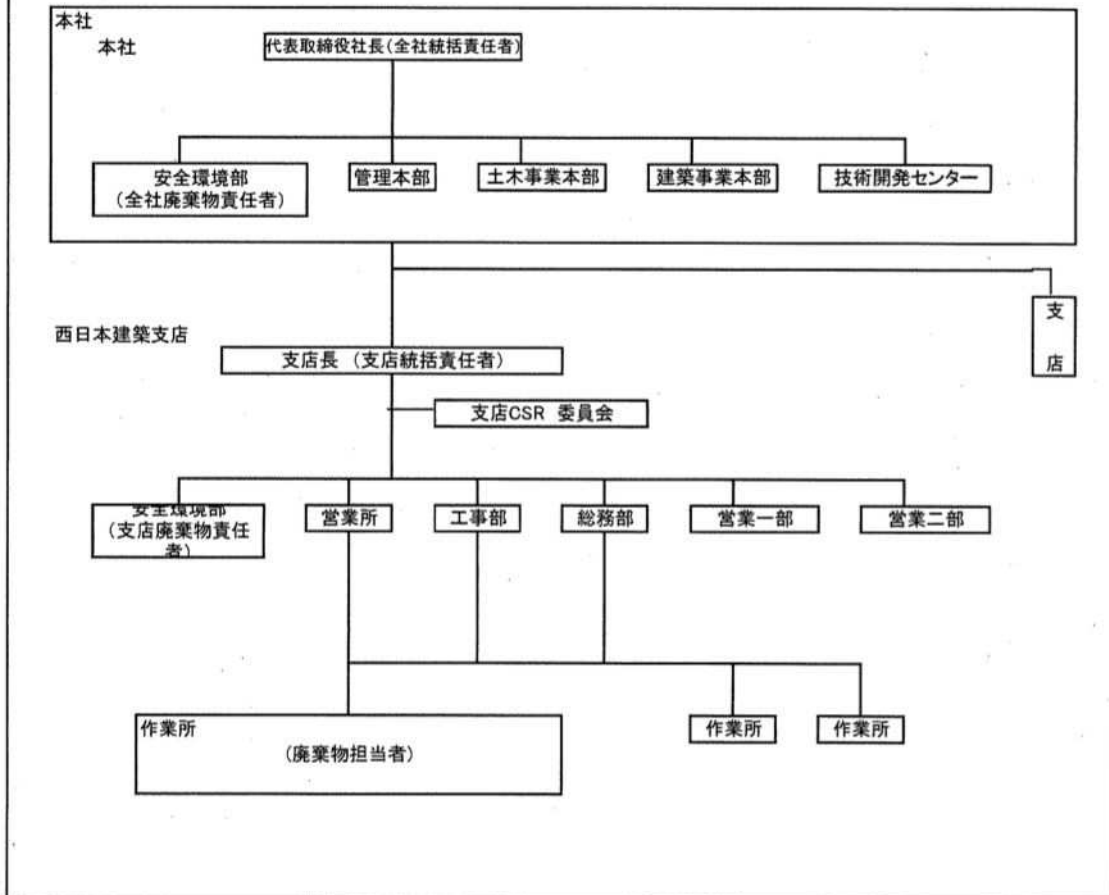
## 別添 2 管理体制図

別紙 2

### 産業廃棄物に関する管理体制

統括責任者	所属:西日本建築支店 職・氏名 執行役員支店長 麥田 和義
廃棄物担当	組織名:安全環境部 組織人数:4人
役割	CSR委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で ・委員長一支店長・委員一各部署長
	産業廃棄物処理責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理目標の策定 ○廃棄物処理に関する各種決定事項の決定、承認
	廃棄物担当者 (又は作業所長) ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織図





産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和4年度)実績量  
 計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排出量				自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	6,209.50	5,588.55	-	-	-	-	-	-	-	-	6,209.50	5,588.55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	17.51	15.76	-	-	-	-	-	-	-	-	17.51	15.76	7.53	6.78	0.00	0.00	7.53	6.78	0.00	0.00
紙くず	3.90	3.51	-	-	-	-	-	-	-	-	3.90	3.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	20.63	18.57	-	-	-	-	-	-	-	-	20.63	18.57	7.15	6.44	0.00	0.00	6.60	5.94	0.00	0.00
ガラスくず等	1.00	0.90	-	-	-	-	-	-	-	-	1.00	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	305.72	275.15	-	-	-	-	-	-	-	-	305.72	275.15	14.95	13.46	0.00	0.00	14.95	13.46	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	10.92	9.83	-	-	-	-	-	-	-	-	10.92	9.83	1.69	1.52	0.00	0.00	1.69	1.52	0.00	0.00
合計	6,569.18	5,912.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,569.18	5,912.27	31.32	28.20	0.00	0.00	30.77	27.70	0.00	0.00